

年 発 0323 第 4 号
令 和 4 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における
個人情報取扱事業者の対応について」の一部改正について

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「個人情報法改正法」という。）が令和4年4月1日に施行されることに伴い、「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」（平成29年5月30日付年発0530第5号）の一部を下記のとおり改正し、個人情報法改正法の施行日（令和4年4月1日）から適用することとしたので、私的年金分野における個人情報の取扱いについて、その適正な実施に努められたい。

記

「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

個人情報漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について（平成 29 年 5 月 30 日付年発 0530 第 5 号）

新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>「<u>個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律</u>」（令和 2 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 4 月 1 日から施行される<u>ところ</u>である。改正法施行後は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）で定めるものが生じたときは、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会に対し、速やかに報告しなければならないこととされたところ</u>である。</p> <p>一方、私的年金分野における個人情報の取扱いについては、これまで、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」（平成 29 年厚生労働省告示第 211 号）に規定する私的年金関係事業者は、<u>個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号。）の規定に基づく個人情報保護委員会への報告と併せて、速やかに貴職宛てに報告することとされていたところ</u>である。</p> <p>改正法施行後においても私的年金関係事業者による漏えい等が発覚した場合には、厚生労働省としても、速やかに事態を把握する必要がある。<u>このため、私的年金関係事業者（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 137 条の 4 に規定する国民年金基金連合会、石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年法律第 135 号）第 2 条に規定する石炭鉱業年金基金及び当該石炭鉱業年金基金の会員たる事業主、確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 91 条の 2 に規定する企業年金連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 3 条第 13 号に規定する存続連合会並びに</u></p>	<p>「<u>個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律</u>」（平成 27 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）が本日施行されたところである。改正法施行後は、「<u>個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について</u>」（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号。以下「個人データ事案対応告示」という。）の規定に基づき、事業者は、<u>漏えい等が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、速やかに報告するよう努めることとされたところ</u>である。</p> <p>一方、私的年金分野における個人情報の取扱いについては、これまで、<u>改正法による改正前の「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 32 条の規定に基づき、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」（平成 29 年厚生労働省告示第 211 号）に規定する私的年金関係事業者は、個人情報保護法違反等が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、速やかに厚生労働大臣に対して報告するよう努めることとされていたところ</u>である。</p> <p>改正法施行後においても私的年金関係事業者による<u>個人情報の漏えい等が発覚した場合には、厚生労働省としても、速やかに事態を把握する必要があることから、個人データ事案対応告示に基づく個人情報保護委員会への報告と併せて、貴職宛てに速やかに報告されるよう私的年金関係事業者</u>に周知願いたい。</p>

これらの者からその業務の委託を受けた者であって、個人情報の保護に関する法律第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）10に規定する中小規模事業者を除く。）であるものを除く。以下同じ。）による漏えい等（私的年金関係事業者の責めに帰さない事案であって、本人の権利利益が侵害されておらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さいと認められるものを除く。）が発覚し次第、当該私的年金関係事業者から別紙様式1により、速やかな報告を受けた上で、貴職において取りまとめの上当局宛てに報告されたい。

上記にかかわらず、当該漏えい等が、漏えい等した情報の量、機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条に定める機微（センシティブ）情報をいう。）の有無及び二次被害や類似事案の発生の可能性などを考慮し、速やかに報告を行う必要性が低いと認められる場合は、当該私的年金関係事業者から別紙様式2により、四半期に一回程度の報告を受けた上で、貴職において取りまとめの上当局宛てに報告されたい。

なお、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第3条第3項第4号に規定する確定拠出年金運営管理機関について、「個人情報等の漏えい等事案に関する資料の提出について」（令和4年3月31日付厚生労働省発年0323第13号・金監督第655号）に基づき、当該確定拠出年金運営管理機関が厚生労働大臣及び金融庁長官宛てに漏えい等を報告する場合にあっては、本通知に基づき当該確定拠出年金運営管理機関から貴職宛てに当該漏えい等を報告することは不要であることを周知願いたい。

併せて、「私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置」に規定する措置が講じられなかったことにより、個人情報の漏えい等が発生した場合についても、貴職宛てに速やかに報告されるよう周知願いたい。